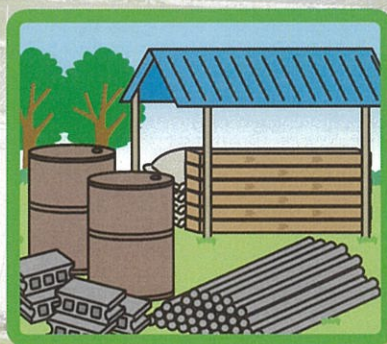
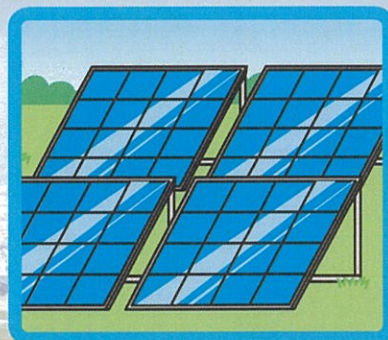
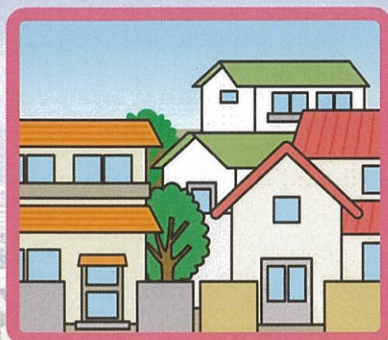


農地転用 許可制度 マニュアル

新訂



全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

はじめに

このマニュアルは、農地転用許可制度について広く理解いただくために制度の概要をわかりやすく解説したものです。

今回の新訂版では、令和6年の農地法改正で設けられた農地転用に係る手続の厳格化（定期報告を行う仕組の構築、原状回復等の措置命令に措置を講じない場合に、その旨を公表する仕組みの創設）のほか、営農型太陽光発電事業への厳格な対応（規定を局長通知から法令に明記、ガイドラインの作成・施行）も新たに盛り込むなど内容の充実を図りました。

更に、本のサイズを見直し、文字をユニバーサルデザインフォントにするなど、見やすさと使いやすさに配慮しました。

本書が、農地転用の事務に携わる農業委員会をはじめ農地転用に関心を寄せる方々に幅広くご活用いただければ幸いです。

令和7年8月

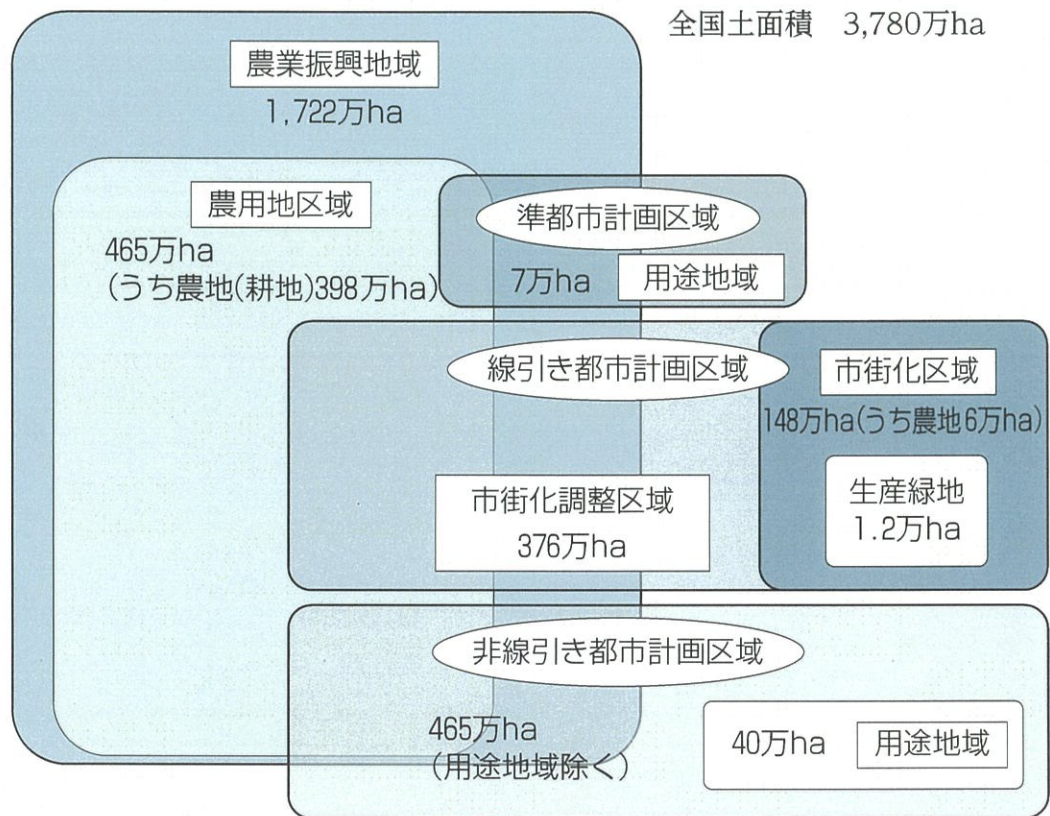
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

目次

土地利用区分	2
1 農地転用許可制度の概要	3
2 農地転用許可基準の概要	4
(1) 立地基準	
(2) 一般基準	
3 立地基準等	5
(1) 農地区分	5
(2) 許可の方針と判断基準	7
(3) 第1種農地などで認められる場合	8
(4) 他法令の許可が必要なことがあります	10
4 農用地区域内の農地の転用	11
(1) 農用地区域とは	11
(2) 農用地区域内の農地を転用する場合	14
(3) 農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更	14
(4) 農用地区域からの除外・転用の手続き	15
(5) 手続期間	17
〈参考〉土地収用法（抄）	18
5 農地転用許可等の事務の流れ	22
農地転用許可申請書	23
6 市街化区域内の届出事務の流れ	26
農地転用届出書	26
7 農作物栽培高度化施設に関する特例	28
8 営農型太陽光発電に係るガイドライン	30
9 違反転用に対する措置	32
10 事務処理の迅速化	34
11 農地転用などの問い合わせ先	35
(1) 転用しようとする農地がどの区域にあるか確かめましょう	35
(2) 農地転用許可（又は届出）手続き	36

土地利用区分

農業振興地域と都市計画区域の関係



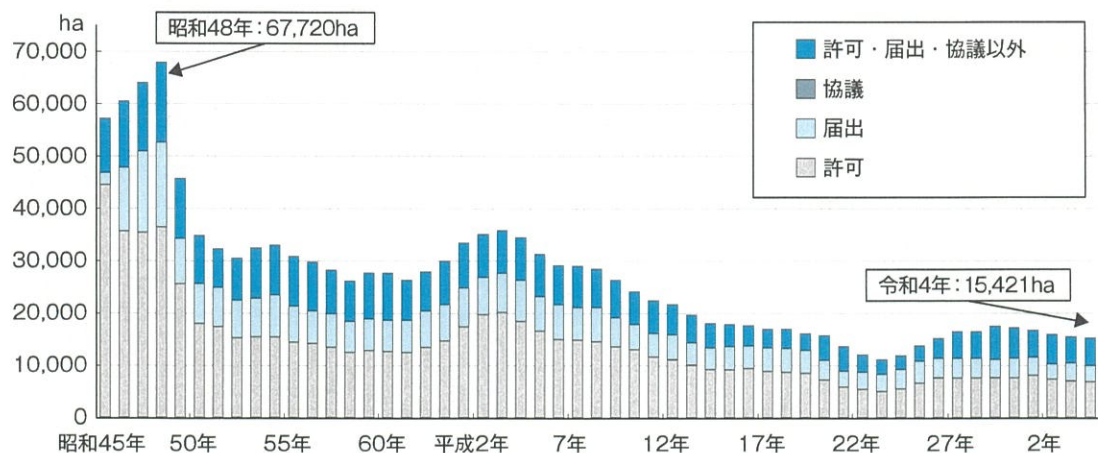
資料：国土地理院「全国都道府県市区町村面積調」(令和5年4月1日現在)

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べ(令和4年12月31日現在)

国土交通省都市局「都市計画現況調査」(令和5年3月末現在)

総務省自治税務局「固定資産の価格等の概要調書」(令和4年度)

農地転用の推移



1

農地転用許可制度の概要

■農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者 (農地所有者等)	・都道府県知事 ・指定市町村の長	・国、都道府県、指定市町村が転用する場合(学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舎のための施設は許可対象になるので、これらの施設については許可権者との協議が必要。)
第5条	事業者等が農地を買って(又は借りて)転用する場合	売主(貸主)(農地所有者)と 買主(借主)(転用事業者)		・農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画により利用する場合 ・市町村(指定市町村を除く。)が道路、河川等土地収用法対象事業(土地収用法第3条(17頁)を参照。)のために転用する場合(学校、社会福祉施設、病院又は庁舎(市役所、特別区の区役所若しくは町村役場)は許可対象であるので、これらの施設については許可を受けることが必要。)等

(注1)：4haを超える農地の転用を都道府県知事等が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。

(注2)：指定市町村とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいいます。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を有することになります。